

厚生文教常任委員会会議録

- 1 開会日時 令和5年9月19日（火）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和5年9月19日（火）午後0時21分
- 3 会議場所 熊山支所大会議室
- 4 出席委員
 - 1番 牛尾 直人君
 - 2番 鼻岡 美保君
 - 4番 永徳 省二君
 - 5番 大森 進次君
 - 6番 光成 良充君
 - 10番 原田 素代君
- 5 欠席委員
なし
- 6 説明のため出席した者

市 長	友實 武則君	副 市 長	前田 正之君
教 育 長	坪井 秀樹君	市民生活部長	矢部 勉君
保健福祉部長 赤坂支所長兼 市民生活課長	遠藤 健一君	教 育 次 長	入矢五和夫君
吉井支所長兼 市民生活課長	小坂 憲広君	熊山支所長兼 市民生活課長	稲生真由美君
市民課長兼 協働推進課長	中務 浩行君	保健福祉部参与 兼社会福祉課長	原田 光治君
介護保険課長	黒田 未来君	環 境 課 長	安藤 伸一君
子育て支援課長	和気 幸恵君	健康増進課長	川原 達也君
教育総務課長	和田美紀子君	社会教育課長 兼中央公民館長	大月 美佳君
健康増進課参事兼 佐伯北診療所参事	西崎 雅彦君	学校教育課長	森本 治君
	藤井 和彦君	熊山診療所参事兼 健康増進課参事	安本 典生君
- 7 事務局職員出席者

議会事務局長	土井 常男君	主 幹	岡野 哲浩君
--------	--------	-----	--------
- 8 審査又は調査事件について
 - 1) 議第33号 赤磐市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
 - 2) 議第35号 赤磐市赤坂中学校区における小学校統合準備委員会設置条例
 - 3) 議第36号 赤磐市いじめ問題対策連絡協議会等条例
 - 4) その他
 - ・令和5年度事業の補正について
 - ・事業の進捗状況について
 - ・その他

午前10時0分 開会

○委員長（光成良充君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生文教常任委員会を開会いたします。

換気のため、委員会室の出入口、それから窓のほうは開けたまま会議を行わせていただきます。また、会議の時間短縮に努めるようお願いをし、執行部の説明及び委員の質疑につきましては簡潔明瞭をお願いをしたいと思います。特に、委員の方は問いたいことが分かるようお願いをいたしたいと思います。

ではまず初めに、友實市長より御挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 皆さん、おはようございます。

今日は、大変お忙しい中、厚生文教常任委員会をお開きいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の御審査いただく案件でございますけれども、9月定例会市議会にお諮りをしております条例案件の3件をお願いしたいと思います。その他の項として、本年度の事業の補正、あるいは本年度事業の進捗状況等について御報告をさせていただければと思います。何とぞ、慎重審査の上、適切なる御決定をいただければと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、議第33号赤磐市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、議第35号赤磐市赤坂中学校区における小学校統合準備委員会設置条例、議第36号赤磐市いじめ問題対策連絡協議会等条例の3件でございます。

ではまず、議第33号赤磐市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたら、お願いをいたします。

○市民生活部長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部部長。

○市民生活部長（矢部 勉君） 本案件につきましては、本会議場での御説明のとおり、補足説明はございません。

以上です。

○委員長（光成良充君） それでは、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） この案件は、スマートフォンで対応するというための条例なんですか。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 黒田課長。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） はい、そのとおりでございます。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（鼻岡美保君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

続きまして、議第35号赤磐市赤坂中学校区における小学校統合準備委員会設置条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたら、お願いいたします。

○教育次長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢次長。

○教育次長（入矢五和夫君） 議第35号につきましても、本会議場で説明させていただいたとおりでございます。補足説明はございませんので、よろしく申し上げます。

○委員長（光成良充君） それでは、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） この条例ですが、初めてのことでもあるので、つかみどころがないなという印象がまず一つあるんですけども、大ざっぱに言うと、統合に向けての会議をかなり大規模な30名という規模で委員会を立ち上げる、それでその中には部会をつくるというように書いてあるわけです。この部会というのが、具体的にはどんなものをイメージしてらっしゃるのか、それともう一つは、この設置条例は、この条文の中では第4条に、第2条に掲げる事項の答申が終了する日までとなっておりますが、具体的にはどの日を想定してらっしゃるのか、その部会ということについても、もうちょっと具体的にどんな部会を設置して、それぞれの部会でどの辺まで結論が出ていくのか、もっと言うと、そのイメージが分からないんですけど、最終的には教育委員会のほうが結論を出されるんでしょうけど、そのための、結論を出すための市民を含めて学識の総意というか、意見の、その答申というふうはこの位置づけであるのか、ここが決定したことがイコールそのまま教育委員会の決定になるのか、何かその辺の組織関係がもうちょっと分かるといいなと思って、教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○教育総務課長（西崎雅彦君） それでは、御質問にお答えします。

まず、この条例の第2条所掌事項というところを御覧いただきたいと思いますが、統廃合により設置される学校に関する事項、それから(2)としまして統廃合により廃止される学校に関する事項、(3)としまして小中一貫教育に関する事項、(4)としましてその他統合に関し必要な事項ということで協議をしてみたいと考えております。

具体的な部会ということでございますけれども、1つに学校運営部会、こちらのほうで校章、校歌、制服、校則等、こういったものを協議してみたいと考えております。それから、教育課程部会ということで、学校教育目標ですとか教育課程、こういったことを協議する部会ということで思っております。それから最後に、地域連携部会ということで、通学路ですとかスクールバスですとかPTA活動ですとか、それから学校運営協議会、コミュニティ・スクール、こういったものの部会ということで、3つの部会を想定しているところでございます。

それから、第4条の答申が終了する日までということでございますけれども、先ほど申しました、それぞれの決定していただく、協議していただく事項につきまして、その結果を答申していただく時期としましては、令和8年4月の開校を予定しておりますので、令和7年の年度途中で最終的な答申がまとまるということで想定をしているところでございます。

この答申いただいたことが決定事項かということでございますけれども、最終的には市教育委員会のほうで決定をさせていただきますけれども、おおむね準備委員会で協議いただいて、調整いただいたことを尊重してみたいと考えております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

3部会の具体的なイメージが今つかめないまま、話が速かったので、過ぎちゃったんですけど、うったてとしては、それぞれの事業単位に分類して3つの部会を進めるということなんでしょうけど、例えばこの委員会に招集されたそれぞれの方たちのこの部会への配分というのは、自主的に手挙げ方式でその3つの部会、私はここ、私はここというふうにして設定されるのか、教育委員会のほうであなたはこちらに来ていただきたいというふうにするのか、部会の在り方というか、その辺はどんなふうを考えていますか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○教育総務課長（西崎雅彦君） こちらは、条例の第7条のほうに部会ということで規定をさせていただいております。第3項のほうで、部会長は部会を設置した目的に関わりの深い委員のうちから委員長が指名するということが予定をさせていただいております。とはいえ、集まっていた委員の中からそれぞれの部会に属していただくように、その御意見もお聞きしながら委員長のほうで指名をさせていただくということで予定をしております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） この第7条は、部会長を決定することが書かれているだけで、部会の部員を誰が決めるのかということではないですね、ここの第7条は。だから、あくまで主体的に、あとは専門性ですか、その辺はあくまで主体的に決められると聞いていいんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 大変失礼しました。第3項につきましては、委員御指摘のとおり、部会長の指名ということでございましたので、それぞれの部会の委員につきましては、それぞれの委員の御意見もお聞きしながら3つの部会に分かれていただいて、協議を進めていくということでもよろしくをお願いします。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） もうちょっと聞きたいんですけど、例えばこれはどのぐらいの頻度で部会や委員会を令和7年まで続けようと思ってるんでしょうか。月1ぐらいの頻度で進めようと思っておりますか。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 頻度にしましては、大体2か月に1遍か、協議状況によっては月1というような形で想定をしております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 1つ気になったのは、先月地域の方から、軽部小学校のほうに教育委

員会の方が説明に行ったときは、軽部の方たちは皆さん全体が総意として統合に賛成されているせいか、教育委員会の、教育長の御発言かな、何か必ず3年後には統合しますと断定された。だけど、笹岡小学校のほうでは、意見が割れている学校ですから、いや、一応まだ決定ではなく、その方向ですという言い方だったと。何でそんな言い方を変えるんだろうかというふうに地域の方から声が上がっています。

物すごく今、何ていうんですか、すっきりとこっちに行きましょうねとかあっちに行きましょうねっていうのが出てない状況でこの委員会を立ち上げるので、物すごく大変だと思うんです、委員会の立ち上げが。だから、そこところが、もう教育長のほうも、これで議会の議決が済んだ時点では、ぶれずに、もうこういう方向で決定したのでこれでいきますと、御理解をいただくような、そこはそういう仕事ですから、していただくように、とにかく相手によって教育長の答弁が少し温度が変わったりニュアンスが変わったりすることっていうのは一番危ないことだと思うので、それをまずお願いしておきたいと思います。

以上でいいです。

○委員長（光成良充君） 答弁よろしいんですか。

○委員（原田素代君） 一応答弁を教育長に。

○教育長（坪井秀樹君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 坪井教育長。

○教育長（坪井秀樹君） 委員御指摘のとおり、赤磐市教育委員会の方針は、3校を統合するという教育委員会の方針でございます。今度、準備委員会等で地域の代表の方が来られますので、市教委の方針をしっかりと説明をさせていただいて、いろいろ御意見はあるとは思いますが、誰も、誰一人取り残さない学校を赤坂地域につくるという思いは微動だにしておりませんので、御理解いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 議案書47ページの第1条には3校を統合しますよということが書いてあって、第2条の(3)に小中一貫教育に関する事項というのがあります。3校が統合します、どこかに、その後に場合によったら小中一貫校なんかを検討します。もしもそうだと仮定したら、一旦3校が統合する、また義務教育学校に統合される、これは二度手間ですよ。この辺はどう考えておられるのか、手間も2度、費用も2度かかるんですけど、例えばの話、小中一貫に一遍にしてしまうっていうことも考えられると思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○教育長（坪井秀樹君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 坪井教育長。

○教育長（坪井秀樹君） もう小中一貫教育をこれから進めていく、義務教育学校を目指すということなんですけども、現段階では義務教育学校を目指すという方向はしておりますけれども、まず3校統合の方針で今進めております。その中で、誰一人取り残さないインクルーシブな学校運営をまずは進めていきたいというふうに思っております。その中で、小中連携の視点は絶対に外さないように進めてはいきたいと思っておりますけれども、現段階ではまずは3校統合の方針で赤磐市教育委員会は進めさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 僕の質問、いいですか。

一旦3校が1校になって、手間と費用がかかりますよと、そこから義務教育学校、小中一貫をつくると、またそこで手間がかかりますよ、費用もかかりますよ、これをどう考えるんですか。

○教育長（坪井秀樹君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 坪井教育長。

○教育長（坪井秀樹君） 確かにそういうふうな御指摘もあると思いますけれども、まずは誰一人取り残さない学校運営という教育内容の面から、赤磐市でも全県に誇れるようなインクルーシブな学校運営をつくってきて、教育内容の面でまず一手間かけていきたいというふうに思っております。それから義務教育学校等については検討させていただけたらなと思います。まず教育内容のところから進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○副委員長（永徳省二君） 結構です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 前も申し上げたんですけど、浅口市の寄島地区では、義務教育学校を2025年春に開校するっていうのを本年度の5月に発表しています。誰一人とかインクルーシブとかはいいんですけども、そもそもこの統合準備委員会は統合のための委員会であるのに、あえて、ここで今永徳副委員長が御指摘されたように、小中一貫教育に関する事項も入れちゃうっていうのが悩ましいんです。要するに、さっき言ったように、小中一貫教育を目指すと言って統合すると、じゃあ統合をした後、小中一貫校ってどのぐらいの想定で考えてらっしゃるのか、統合に専念する委員会のほうが私はいいいんじゃないかなと思うんです。その議論の中で結

果、統合して義務教育学校に次にステップを変えてみましょうというのなら分かるんですけど、統合を議論する委員会で、新たな義務教育学校、小中一貫校のことまで検討しちゃうと、きっと現場は混乱しますよね。どうでしょうか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○教育長（坪井秀樹君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 坪井教育長。

○教育長（坪井秀樹君） 原田委員の御指摘のとおり、混乱するというふうなところもあるかもしれませんが、新しくつくっていきこうとする学校につきましては、中学校の先生方が小学校の授業の中に入ってこられたりとか、そういった部分のところ、まだ小中一貫のがっちりとしたカリキュラム編成ではなくって、中学校の先生が人事交流で入ってこられるとか、そういったふうな視点での部分をまずは進めていきこうかなあと思っております。その中で、小中一貫に将来を目指した義務教育学校等についても検討してまいります。まずは小中連携、中学校の先生が入ってくるような形で進めていけたらなあと思っております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） いや、だからこそです。ちゃんと統合のことを十分に議論して、この次のステップのことは取りあえず統合を済ませてから議論しましょうねっていうふうにしたほうが、要するに半分片足そっちに持っていきながら現場でやるっていう形に見えるんです。統合なら統合のことをきちっとやって、いい教育を目指していきます、という準備委員会にしないと、一方で次のステップも含みながらの委員会はおかしいでしょ。そう思いませんか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○教育長（坪井秀樹君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 坪井教育長。

○教育長（坪井秀樹君） 2つを同時についていうのはなかなか難しいというふうな御意見だと思いますけれども、ウエートは3校の統合、それで3小学校が一緒になってどういう教育内容の教育課程で進めていくかということでございます。その中で、一つの内容的なウエートとして、中学校の先生方が小学校の現場に入って授業をしたりするという、そういったイメージで、ここの小中一貫教育に関する事項については、そのあたりからまず始めていけたらなあと思っております。小中一貫のほうをぐっと進めていくというのではなくって、ウエートのかけ方は3校統合というところでございます。

○委員（原田素代君） はい。結構です。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 統合、小中一貫校に関する事項が入っているんですけど、一応答申を出した段階で解散をするわけです、委員会は解散となるんだったら、その後もう一回小中一貫校をする場合は、また委員会を設置するということになるんでしょうか。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 小中一貫につきましては、先ほど教育長が答弁させていただきましたとおり、教育課程の中で小学校と中学校の連携ということでございます。今回のこの準備委員会につきましては、あくまでも小学校の統合を検討していくということでございますので、それぞれ一番初めに御説明させていただきました学校運営部会、教育課程部会、地域連携部会等でそれぞれの項目について教育委員会から諮問をし、答申をいただいた段階で、任期は終了ということでございます。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、他に質疑がございませんようなので、これで質疑を終わりたいと思います。

続きまして、議第36号赤磐市いじめ問題対策連絡協議会等条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたら、お願いいたします。

○教育次長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢次長。

○教育次長（入矢五和夫君） 議第36号につきましても、本会議場で説明させていただいたとおりでございます。補足説明はございませんので、よろしくお願いいたします。

○委員長（光成良充君） それでは、これから質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 唐突な印象がします。いじめ問題対策連絡協議会を今赤磐市がつくる必然性っていうのをまず教えていただきたいということ。

それから次に、過去にいじめ問題で社会問題になったように、いじめられている当事者の方がいろんな被害、究極は自殺ですけど、そういう事態のときに、学校との交渉に非常にトラブ

ルが多い、そのためのガイドブックができていてという報道を目にしたんです。その中で、よくあることは、学校も、弁護士なども入るわけですけど、弁護士も通知などの中身が分かっていなくて、情報がなければ被害者側の権利も守られないと、本来なら行政がきちんとした手引書をつくるべきだという指摘もあります。

ここを読む限り、いじめ防止対策推進法に基づいてつくられる協議会なので、専門用語でしか書いてなくて、具体的にどういう立ち位置で、いじめ問題をどう解決していったって、例えば被害者と加害者の当事者にどう寄り添うかっていうことが全然読み取れないわけです、条例ですから、もちろん。そのためには、具体的に、こういう法令上の文章じゃなくて、新聞報道で第三者委員会のガイドラインというものが必要だというふうに指摘もあるんですけど、情報のミスマッチとか隠蔽とか、非常に大きな問題になりやすいので、せっかくだとつくらなければ、もうちょっとその辺の運用上の問題を、条例ではこれ以上語れないのであれば、何らかの形でこの条例についての補足、もしくは赤磐市の教育委員会のこの条例の趣旨はこうですよっていうものを何らかの形で、ガイドラインという形でも出していただいたほうが、私はこの条例に対して市民の信頼感が深まると思うんです。

これを読む限りでは、何か結局何をやるのって、日当やら何やらそんなことしか書いてないわけですよ。だから、そうじゃない部分を、この条例をつくるのであれば、きちんと補足できるようなものにしてほしいと思うのですが、この条例ができる必然性とその点、2点教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） 御質問ありがとうございます。

御質問の1点目、なぜ今なのかということでございますけども、全国におきましても、このいじめによって痛ましい事件等が起こっている、最悪な状況でいきますと、お子さんが命を落とすような状況もあるということでございまして、赤磐市としましても、いじめのこの問題については真剣に取り組んでいく必要があるというふうに考えております。

今回の条例におきましても、いじめ問題対策連絡協議会等条例ということでございまして、この大きな2本立てとしましては、この問題対策連絡協議会を設置するというのと、2つ目が、第2章赤磐市いじめ問題対策委員会という、この2本立てとなっております。

この問題対策協議会につきましては、これはいじめ問題に関わる様々な関係者にお集まりいただきまして、赤磐市のいじめの現状等もしっかり把握していただいた中で、今赤磐市の教育委員会が行っている施策等が十分なのかどうなのか、そういうあたりを協議していただく会だというふうに考えております。

それから、第2章赤磐市いじめ問題対策委員会につきましては、この条例の中にもあります

とおり、いろんな調査が必要な場合、またはいじめの重大事態に関わるような、このような調査に関わっていただく、そういう会でございます。

先ほどの委員のお話の中でもありましたとおり、いじめの重大事態となりましたときには、保護者との関係が非常にうまくいかない、こういう場合も想定されます。そういった場合に、第三者の委員会を立ち上げることにしまして、しっかりと調査をし、この問題、いじめの重大事態に対応していく、そういうために設置をしているということでございます。

参考なんですけども、全国的にもこの重大事態の件数が10年前と比べると約3倍程度に増えてきているという状況もありまして、赤磐市におきましても、今後、重大事態が起こり得ることは想定されますので、そのためにもこの条例のほうを立ち上げさせていただいたというところでございます。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 必然性がいまいよく分からないんですけど、要するに国のほうのこの法令ができたことによって、つくらにゃならんからつくったということなのか、赤磐市としてももとの問題意識があって、つくりたかったということなのか、その辺も実際に即した説明をしていただきたいのと、それから第11条の重大事態というのは、これは誰が重大事態だと認定するのかっていうことが書いてないんじゃないかなあと思うんですけど。たしか以前、同僚議員の方も、非常に深刻な事態だっというようなことでいじめのことを発言されてました。だけど、それは当事者にとって重大な事態であって、教育委員会は重大な事態だと認識してない場合は、条例があっても役に立ちませんよね。その辺は、非常にセンシティブな問題なんですけども、きちんと条例に即して運用できる必要もあるので、どんなふうに、その基準というか、運用していくのかっていうのがもうちょっと分かるように説明してほしいと思います。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） それではまず、1点目のお答えでございますけども、当然、法でも求められているところでございますが、赤磐市にとってこれが今必要だということで条例のほうを上げさせていただいております。

それから、2点目の重大事態、このことでございますけども、法における重大事態ということでございますので、これも定義のほうがございまして、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、それから2つ目が、いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときということで、この2つ目につきましては、年間30日を目

安というところまで示されておりますけれども、こういうあたりで、重大事態という判断がされた場合には、調査委員会を立ち上げまして、しっかりと調査をしていくということでございます。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 赤磐市も、相応なボリュームでいじめの問題を抱えてらっしゃるんだろうと、件数としても、想定します。

今までは、この協議会を立ち上げる前はどんなふうにしていじめの問題を、赤磐市内の問題をどういう形で共有していたのか、各学校単位で共有していたのか、その辺はどんな状況だったんですか。それで、それをお聞きした上で、今回は15人で連絡協議会を構成される、そうすると今までやっていた形でその対応をしていたパターンと、この10人っていうのがどういう人たちか知りませんが、15人でそれを今まで以上に協議会として把握したいと、解決したいというのであれば、前とこの15人でやることでどう違うのかっていうのを説明してもらえませんか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） 今までですけども、教育委員会のほうで学校としっかり連絡調整しながら把握しておったところでございますけれども、今回、連絡協議会を立ち上げるということで、このいじめに関わる関係者、専門家ということで今想定しておりますのは、学識経験者でありますとか、それから児童相談所、それから地方法務局、それから警察、PTAでありますとか民生児童委員、こういう関係者の方にお集まりいただきまして、しっかりと赤磐市のいじめの現状を把握しながら、施策の検証等を行っていきたいというふうに思っております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） だから、今までやってきた方法と今回15人の、要するに全く関係、知らない人がぽっと入ってくるわけですよね、協議会ですって言って。その人たちが、今まで抱えてきた問題事案を。

例えば、これは例ですけど、私は沖縄県に学童保育のことで行ったことがあるんですけど、そこは毎週、子供たちの様子を把握するための会議をしているんです、学校と地域が連携して。経済的に大分貧困が多くて、お子さんの問題は深刻なんです。だから、学童の人たちもそれにかんでらっしゃる。毎週やってんです。大体ボリューム300人ですって。だから、物すごく

い忙しいんですよ、皆さん。それぞれの事案を報告して、共有して、解決を確認して、翌週に持ち出すと。

何かとんでもないボリュームを処理しながらやっているっていうのを聞いたときに、今回のこの15人の皆さんが月に1回とか2か月に1回集まってきて、それぞれの学校から出された事案をどこまで共有できて、どこまで解決して、どこで検証するのかっていうことができる協議会なんですかっていうことと、それが今まで各学校で責任を持って対応されてきたことと、この協議会の連携はどんなふうになるのかっていうことが要するに、私は、この問題はすごく心配なんです。いいように解決してほしいと思うんで、そこを教えてください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） 先ほどの沖縄県のそのような状況というのは、私も初めてお聞かせいただいたので、個別のケースを、300件であるとか、そういうあたりを一件一件確認しているというのは、すごいなというふうに聞かせていただいた感想でございます。

赤磐市につきましては、各学校におきまして、定期的にいじめに関すること、不登校も含めてなんですけども、学校ごとで確認しております。それから、いじめを認知した場合には、いじめが解消されたかどうか、大体これは3か月っていうのが目安でございますけども、そういうあたりで、本当にいじめが解消されているのか、これは本人であったり保護者であったり、確認をして、その解消がされたかどうかを確認して、市教委のほうにも学校のほうから報告を上げるように指導しているところでございますので、そういう一件一件の個別の案件につきましては、各学校のほうでしっかりと確認しております。

今回の問題対策連絡協議会では、毎月集まるようなことは想定しておりませんが、個別の案件といいますよりは、市全体の状況を把握しながら、先ほども申しましたとおり、市全体としての施策、一体どういうことが考えられるのかでありますとか、市教委が今行っている施策のこういうふうなところについて御意見をいただく会だというふうに想定をしております。

以上です。

○委員長（光成良充君） 原田委員、よろしいですか。

○委員（原田素代君） がっかりしました。もうちょっと前向きな協議会だと思っていました。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 一般的に、いじめがあった場合に、校長先生とか、それから教育委員会に相談するんですけども、結局校長先生は何もしなかった、あるいは教育委員会が何も動かなかったという話をよく耳にします。そういう中で、議案書の51ページの第4条、この15人の委員も教育委員会が選定、委嘱するんですよ。言い方によったら、体制側が委員15人を選ぶ、そういう中で、いじめられている被害者、弱者である訴えている人の権利とかをどうやって守っていくことができるのか、この条文の中でどこにそれが書いてあるのか、説明してください。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○教育長（坪井秀樹君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 坪井教育長。

○教育長（坪井秀樹君） 委員御指摘のとおり、もう私も学校現場に去年までおりましたので、実を言うとなかなか学校現場では解決できないようないじめの事態もあります。保護者と管理職との関係があつたりとか、地域との関係があつたりとか、どうしてもなかなか学校では解決できないようなところがあつた場合に、この連絡協議会の中において、赤磐市いじめ問題対策委員会というところに第三者として入っていただけて、今度はそちらのほうでもしっかりいじめの状況について、特に重大事態について調査とかをしていただけるといふようになっております。学校のほうも一生懸命いじめ対策については方針を持って進めておりますけれども、どうしても様々な状況によって、第三者のお力を借りなければならないということがある状況になってきております。これは、もう全市的にもそうですし、全県下的にもそうです。そのような状況の中で、このような条例を提出させていただいているということでございます。

以上でございます。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 説明が、私も言ったように、いわゆるいじめられている弱者がどのようにその権利を守られて、発言がちゃんと生かされるのかというのは、この条例のどこの条文でそういうのを表現されているのかを説明してくださいというふうに問いました。

○教育長（坪井秀樹君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 坪井教育長。

○教育長（坪井秀樹君） 条例の中でございますので、なかなかいいように書けてないところがあると思いますが、今委員御指摘のとおり、しんどい思いをしている方が、しっかりとお話、今、学識経験者等に入っていただくということで、任命は教育委員会からさせていただきますけれども、しっかりと、しんどい思いをしている子供、そしてその保護者の意見は、思いはしっかりと聞けるように、教育委員会としても、この条例をつくった以上は、配慮しながら進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 答弁になってないんです。もう一回言います。いじめられている弱者がその権利を担保されることをこの条文の中でどこにうたわれているんですかっていう質問です。

○教育長（坪井秀樹君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 坪井教育長。

○教育長（坪井秀樹君） どこにうたわれているのかというところなんですけれども、この条例をつくって、保護者や子供たちの思いを聞けるという形、それから先ほど委員の御指摘もありましたけれども、この条例を運用していく、こんなふうな条例ができました、こういうふうな運用していきますというのが、形を保護者の方に、それから子供たちへしっかり周知していただければと思います。もちろんこの条例等が、いじめの重大事態ですから、それ自体ないことを祈りたいと思うんですけれども、いつ起こるやら分かりませんので、そういったところはしっかり周知はしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） すいません。答えておられないんですけれども、この条例のどこにそれをうたわれているのかっていう質問をしているんですが、何にも答えていただけてないんですけれども、要はそういう条文が一切ここには入ってないと、網羅されてないということですよ。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） すみません。こちらで打合せをさせてほしいので、暫時休憩をお願いします。

○委員長（光成良充君） ここで、暫時休憩いたします。

午前10時41分 休憩

午前10時50分 再開

○委員長（光成良充君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁からよろしいですか。

○教育長（坪井秀樹君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 坪井教育長。

○教育長（坪井秀樹君） 委員御指摘のとおり、重大事態に陥った子供たちであつたり保護者たちをどのように守っていくのかということでございますけれども、まずは学校のほうで解決できないような事案があつた場合に、この委員会のほうを設置して、子供たちの思いに寄り添ってやっていくという、一つの、委員会を設置するというのもありますけれども、赤磐市全体としては、なかなか、保健福祉部のほうにありますりんくステーションというのがあります。そういったところでも、しっかりとしんどい思いをしている子供たちや保護者の思いを尋ねていく場というのがございます。重大事態のこの委員会もそうですし、りんくステーション等においてもしっかりと子供に寄り添ってやっていくことも可能だというふうに思っております。条例を設置するのは、いじめ問題を解決していくための一つのパーツとしてこの条例を入れますけれども、ほかにもりんくステーション等がありますので、そういうところで、しっかりと保護者の権利、子供の権利を守っていけるような相談機関を活用させていただく必要があるというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） 副委員長、よろしいですか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 今はこの条例の審査をしています。だから、条例の中に、今も話したように、いじめられている側の被害者の権利なりをどうやって担保するのかっていうのが、この条文の中にどこにうたわれているんですかっていう質問を何度もしています、3度目です、どこにうたわれているんですかと。

うたわれてないんであれば、うたわれてないとおっしゃっていただければそれで結構ですし、僕はうたうべきだと思いますから、今後この条例が通つたとしても、今後そういう弱者の権利確保のための条文をどっかに入れるべきだと僕は思いますので、今後でもいいですから、そういう対応をしてもらいたいと思っているんですけど、その辺どうでしょうか。

○教育次長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢次長。

○教育次長（入矢五和夫君） 今委員がおっしゃられたように、そういうふうに明確に書いているわけではないんですけれども、第11条のほうで、重大事態が発生した場合において、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うことができるということにこちらの委員会はなっております。そちらのほうでしっかり内容について調査はできるということをやっているんで、そこで読み取りをしていただきたいと思います。全体的な、先ほど言った相談とか、そういうことについては、こちらの委員会でやるものではなく、先ほど申しました、りんくステーションとか子育ての関係の各部門、また学校等が寄り添いながらやっていくものというふうに考えております。どうぞよろしくをお願いします。

- 副委員長（永徳省二君） ありがとうございます。
- 委員長（光成良充君） 他にございませんか。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（光成良充君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） 要綱というのができると思うんですが、その準備があると思っていいんですか、確認です。特に、第三者委員会（後刻訂正）のほうです。
- 委員長（光成良充君） 答弁を求めます。
- 学校教育課長（森本 治君） 委員長。
- 委員長（光成良充君） 森本課長。
- 学校教育課長（森本 治君） 要綱というのは、第三者委員会（後刻訂正）の要綱ということでございますか。
- 委員（原田素代君） はい。
- 学校教育課長（森本 治君） 設置要綱は今のところは予定しておりません。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（光成良充君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） この新聞報道によりますと、第三者委員会（後刻訂正）の設置要綱というのが普通ありますということがうたわれているんです。委員会が何ができて何ができないかを決めるマニュアルであり、重要なんです、その要綱に従ってこの第三者委員会（後刻訂正）がどこまでの権限を持つのか、もちろん、永徳副委員がおっしゃるように、被害者の人権や保護ですけれども、その上で解決に向けての具体的な役割として設置要綱が普通つくられるようなんです、それがないと、そんな、抽象的ですよ、今入矢次長おっしゃったように、事実を調査しますと。事実の調査っていうのは、立ち位置によって全く違うんです。
- そういう意味も含めて、第三者委員会（後刻訂正）はおつくりになって、日当3万円も払って専門家を呼ぶようですから、それであれば、その設置要綱として、この委員会がどこまでの権限を持って、何までやるのかっていうことをうたうべきだと思いますけど、どうですか。
- 学校教育課長（森本 治君） 委員長。
- 委員長（光成良充君） 森本課長。
- 学校教育課長（森本 治君） 国のほうも、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインというものが出ておりまして、このガイドラインに従いながら調査のほうを進めていくということでございます。
- 委員長（光成良充君） よろしいか。
- 委員（原田素代君） 委員長。
- 委員長（光成良充君） 原田委員。
- 委員（原田素代君） それは、ガイドラインというのは設置要綱とどういう立ち位置になり

ますか。優先的にされるのは設置要綱じゃないんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） 要綱というのが、ほかのところでも出ているということがございますか。また、こちらのほうもしっかり確認をさせていただきまして、内容のほう検討させていただきます。

○委員（原田素代君） お願いします。

○委員長（光成良充君） 今原田委員が終われた第三者委員会というのは、赤磐市いじめ問題対策委員会のことでよろしいんですね。

○委員（原田素代君） はい。

○委員長（光成良充君） では、文言を訂正します。

○委員（原田素代君） はい、お願いします。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、なければこれで質疑を終わろうと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、これで質疑を終わります。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第33号赤磐市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例、議第35号赤磐市赤坂中学校区における小学校統合準備委員会設置条例、議第36号赤磐市いじめ問題対策連絡協議会等条例の3件について採決したいと思います。

まず、議第33号赤磐市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第33号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第35号赤磐市赤坂中学校区における小学校統合準備委員会設置条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立全員です。したがって、議第35号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第36号赤磐市いじめ問題対策連絡協議会等条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（光成良充君） 起立多数です。したがいまして、議第36号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査及び審査についての御確認をお願いしたいと思います。

お手元のタブレットに配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し閉会中の継続調査及び審査の申出をしたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのように申出をいたします。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきまして委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任をしていただきたいと思いますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは、そのようにさせていただきます。

それでは次に、その他に入ります。

その他では、令和5年度事業の補正について、執行部の説明の後、質疑を行います。質疑は、部ごとに行い、また予算書及び説明資料のページ番号を言うてから行うようにお願いいたします。

それでは、令和5年度事業の補正について、執行部から説明をお願いいたします。

○市民生活部長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部部長。

○市民生活部長（矢部 勉君） 市民生活部関係の一般会計及び特別会計予算につきましては、本会議場での御説明のとおりで、補足説明等はありません。

以上です。

続きまして、保健福祉部はいかがですか。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 遠藤部長。

○保健福祉部長（遠藤健一君） 同様でございますが、本会議場で説明させていただきましたとおりですので、補足説明はありません。よろしく申し上げます。

○委員長（光成良充君） 続きまして、教育委員会、お願いいたします。

○教育次長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢次長。

○教育次長（入矢五和夫君） 教育委員会関係につきましても、同様でございます。補足説明はございませんので、よろしく申し上げます。

○委員長（光成良充君） では、順番に行かせていただきます。

市民生活部関係、所管の部分の質疑ございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） 市民生活部所管部分につきましては質疑がないようですので、続きまして保健福祉部所管部分についての質疑を受けたいと思います。

質疑ございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） どの資料を基にどういうふうに説明したらいいのかなと思うんですが、補正予算の予算書を基に話したほうがいいですか。

○委員長（光成良充君） はい、どちらでも大丈夫ですよ。

○委員（原田素代君） 要するに、聞きたいのは、医療・福祉サービス事業所等原油価格等高騰対策支援金として国からのお金が入ってきていて、それらを社会福祉課、子育て支援課、健康増進課、介護保険課のそれぞれに分配されるという説明があるのですが、皆さんの手元の資料と違うのであれですか。これは、記者発表の分の中に出ているんですけど、4,000……。

○委員長（光成良充君） 予算説明資料でいきますと、10ページ、11ページ、12ページ、13ページにございます新型コロナウイルス感染症対応としての原油価格高騰の影響を受けている市内の各事業所ですね。

○委員（原田素代君） そうです。

それで、このことの中に、地域で子育て支援を担っている山陽西小学校エリアの山陽団地にある子どもの家という施設がありますけど、ここは全く今まで行政の支援はないまま運営されています。もう丸10年になります。まさにこういう物価の高騰の中で、非常にシビアな運営を、週3回御飯を提供しているという運営をされているわけですけども、こういうところにも、地域支援を担って10年も継続している団体にこういう支援を届けるというのは、市政としては当然のことではないかと思うんですが、今回入っておりません。そのことについて、ぜひ検討していただきたいなというふうにこの予算の配分についての意見として思うのですが、いかがですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

今原田委員が言われているのは、多分12ページ、13ページの一番上でございます、原油価格

高騰等の影響を受ける市内の児童福祉事業所に対する支援に係る経費545万円の部分だと思っております。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 原田委員のおっしゃいますとおり、現時点では山陽西小学校区の子どもの家のほうには行政からの支援は届いていないという状況でございます。間違ございません。県の取組等も確認しながら、今後、市としての方針というのは、おっしゃいますとおり、検討のほうはさせていただこうと思います。ありがとうございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

それは、今回の補正予算は対象外ですが、将来的には県と調整したいと、要するに調整することによって何らか対応が変わると思っていいんですか。

○委員長（光成良充君） 答弁を求めます。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） こども家庭庁ができて、子供の居場所ってということに関しては大変注目も集まっておりますし、役割が大きいということも日々感じております。私のほうも、感謝の気持ちも持っております。今ここで必ず対応が変わるとするのは、私の立場では申し上げにくいのですが、県がいろいろ取組もこういった団体にされてきています。どんどん手厚い補助金も出てきておりますので、そのあたりのところを有効に動けたらなということで、考えさせていただきたいと思います。

○委員（原田素代君） 結構です。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） お聞きするんですが、説明資料の13ページの子育て支援施設が、地域子育て支援拠点事業補助金とあるんですが、これはどういう施設を想定しているのか教えてください。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） いわゆる子育て支援センターと呼んでいただいているところなのですが、大丈夫ですか。

○委員（鼻岡美保君） イメージが湧かない。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 例えばパンフレットに書いてある文言などを読みますと、子育て中の家庭の親子、お子さんもお父さんお母さんも一緒に気軽に集うことができ、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る場を提供していますという書き方をしているんですが、具体的には、実は今回の補助金のほうは保育園の中にあります子育て支援センターです。実際にいろいろお話を私が聞いている中では、お母さんと就学前の赤ちゃんとかと一緒に連れてこられたりすることが多い施設になっていまして、そこで保育士だったり、看護師もいらっしゃるような施設ですので、日々のこんなことがどうなんだろうか、不安なだけどってというようなことの相談も乗ったり、それから遊びの仕方を一緒に教えてあげたりとかというような、ちょっとほっとできるような場ということで活用していただいているようなセンターになります。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（鼻岡美保君） はい。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） そことの関連ですけれども、赤磐市内にこの支援施設は幾つあると思っ
ていいんですか。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 地域子育て支援センターというのは、5か所になります。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ありがとうございました。

それぞれにスタッフを公費であてがうということですか、今回増額というのは。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 今回の補正予算の具体的なことを言いますと、5か所のうちの1か所で、保育園の中でしていただいている民間の施設で、非常勤の支援員しかいなかったところに常勤を配置すると国の補助金の基準額がぐっと上がりますので、それに併せて市が補助金を出せるように補正させていただいたものです。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

お聞きしたいんですけど、学童クラブでも常勤を置くことで予算が加算されるというのはありますよね。どうですか。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 学童クラブに関しては、常勤というような考え方ではないと思います。資格を取った支援員を置くということが規定されているだけで、補助金にそこに差はありません。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 三、四年前になりますけど、そういう補助金があったんですよ。要するに、専従的に、ですから通常ですと2時から7時までぐらいの子供がいる時間は混むんですけど、午前中からとか昼前から全ての事業を統括してやることや、あと地域の学童クラブとの連携の事務局的な、スキルアップしてみましようねっていうことを任務とすることであったんですが、たしかそれが単発の予算だったんで、恒常的に、今課長がおっしゃるような理解ということであれば、もうその予算は切れちゃっているってことですか。教えてください。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 学童の補助金の詳しい資料を持ってきてないので、申し訳ないんですけど、今そのように単発のもので三、四年前にあったものが継続されているというものは、私は今の段階では確認ができていません。恐れ入ります。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） その下の13ページの保育園の使用済みおもむつの処分費、これは使用済みおもむつの処分費っていうのは、この中でいくと75万6,000円なんですか。金額はどれになるのか教えてください。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 使用済みおもむつの私立保育園での処分費を補助する額は、75万6,000円の部分になります。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） それは、どういう計算をされているんですか。要するに、事業ごみとして処分されるようになるので、事業ごみの費用が生じるというふうに理解していいんですか。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） まず、75万6,000円の計算の出し方ですが、私立保育園、こども園も含めまして、ゼロ歳児クラスから2歳児クラスまででおむつをしている年齢の月初の子供の数を想定しまして、それに単純に単価の300円を掛けております。今回は10月から6か月なので75万6,000円になるんですが、子供の数は全体で11園、合計で420人程度というふうに考えます。もう一度言いますと、420人に単価の300円を掛けて6か月分ということで75万6,000円になります。

なぜ、300円にしたかということになります。県内のこの補助金に関していろいろ調べました。それから、各保育園とも、どういう状況であるとか、どういった補助金が推進につながるかというようなお話もさせていただいたり、おむつの重さを量っていただいたり、具体的にどのくらいあればいいかなという中で、それから私たちとしたら、この施策自体が、保護者の負担軽減はもちろん、保育園、保育士たちの負担軽減にもつながるという視点も持ちながら、県内にはこういう単価を掛けての事例がその時点ではありませんでしたので、県外の事例を調べたりしました。そこで、200円だったり500円だったりの単価を掛けている例が出てきたのですが、赤磐市、さっきおっしゃったように、ごみとしておむつの重さが載りますと、当然今までの処分費より重くなると。まずは、ベースとしたそこのおむつの重みというところを見ました。それに、きれいな単価にしたのは、当然臭いがしないようないいごみ袋、要するに捨てるのに二、三日置かないといけなかったりもするようになるので、そういったごみ袋を買っていただいたり、ごみ箱を買っていただいたりというような諸経費も含みまして、全国的なところから見て、300円が、国が出している資料なんかで300円の負担金をもらってやっていると、保護者からもらってやっているっていうようなところも事例も出てきましたので、300円市が出せば保護者からの負担をもらわずにこの事業が進められるんじゃないですかというような中で、この300円の単価を考えております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 分かりやすい説明ありがとうございました。

ただ、当初のいわゆる経費と、それから今後何年もずっと300円でお支払いを市のほうがしただくってということは、幾らか状況が違っているのと、保育園に対する支援になりますよね、余れば。それは、今後もずっと300円の単価で人数分掛けて運営していくんですか。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和田課長。

○子育て支援課長（和田美紀子君） 予算を通していただければ、私としては当面は続けていきたいと考えております。

○委員（原田素代君） 分かりました。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） ないようですので、これで保健福祉部関係については終わらせていただきます。

続いて次に、教育委員会所管部分の質疑を受けたいと思いますが、質疑ございますか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） 説明資料15ページのさっき話に出ました統合準備委員会報酬78万円、これは何回を想定されているんですか。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 準備委員会の報酬につきましては、6,500円掛ける30人掛ける4回を想定して計上させていただいております。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（鼻岡美保君） はい。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終わらせていただきます。

続きまして、事業の進捗状況について、執行部から説明をお願いいたします。

○市民生活部長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 矢部部長。

○市民生活部長（矢部 勉君） 市民生活部は該当案件ございますので、市民課、協働推進課から担当課長より御説明申し上げます。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 黒田課長。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） それでは、市民生活部資料の2ページ、3ページを御覧ください。

まず、市民課より、事業の進捗状況について説明をいたします。

赤磐市国民健康保険第3期データヘルス計画について。

まず、概要についてでございますが、保険者が保有するレセプトなどのデータ分析を行いまして、国民健康保険の被保険者の健康保持、増進を図ることを目的として、現在、第3期データヘルス計画の策定を行っております。計画期間は、令和6年度から令和10年度まででございます。策定のスケジュールでございますが、現在データ分析を行っております、10月から計画素案を策定し、1月にパブリックコメント、2月に国民健康保険運営協議会で協議を行いまして、3月には策定、公表を行う予定でございます。

以上で市民課からの説明を終わります。

続きまして、協働推進課から進捗状況についての説明をいたします。

資料4ページ、5ページを御覧ください。

令和6年度市民活動実践モデル事業の募集についてでございます。

赤磐市では、地域の活性化、協働のまちづくりを進めるため、市民活動実践モデル事業を平成28年度から実施しております。事業には、市民提案型事業と行政提案型事業がありまして、令和6年度に向けて募集をいたします。行政提案型事業につきましては、現在募集テーマを協議しておりますので、点線の枠内は空欄になっております。5ページに応募資格や対象となる事業、ならない事業、補助金の額など掲載しておりますので、御確認ください。なお、お知り合いのグループがおられましたら、募集の御案内をいただければと思います。

説明は以上でございます。

○委員長（光成良充君） 市民生活部の進捗状況について説明がございましたが、質疑ございますか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） データヘルス計画のところなんですけど、これを読むと、結局そのそれぞれの個人の病歴ですとか健康状態を、これはいわゆるひもづけを考えている個人カードに全部入るといことですか。この右側のPlan・Do・Check・Actになっていきますけど、それぞれの病歴やら健康状態を、これを市が把握し、それに即した診療やら健康をよくするためのいろんな指導をし、それによってどのぐらい改善して、次に何をするかという、これはサイクルになっていきますけど、これはマイナカードに個人情報が入っているということですか。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 黒田課長。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 今現在マイナンバーカードと保険証の連携を随時行っていますが、今現在その病歴等が全て入っている状況ではないと思います。ここで言うデータ分析というのは、レセプト、国民健康保険の被保険者の方の健康増進などを実施計画としていくものですので、現在そのデータ分析を行っているのは、被保険者のレセプトに基づい

たデータ分析を行っておりますので、マイナンバーカードに今データが入っているものを使うというわけではございません。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 現在進行形なので、確認の話にはならないにしても、データヘルス計画というところに個人情報集中しているわけですね、レセプトが集中しているということは。だから、そうすると、それに即して市が健康増進のためのいろんな情報を発信、その人その人に応じた情報発信をして、促して改善させるっていう、そういう狙いがあると理解しているんですか。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 黒田課長。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 個人個人に情報を発信するわけではなくて、赤磐市の国民健康保険の健康増進に基づく計画をしていくための全体的な計画ですので、個人個人にこのデータ計画に基づいて情報を発信していくという計画ではございません。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

要するに、束ねたものを統計的にこういう病気が多いとかこういう状況が改善されるべきだとかというのを出して、各個人の問題ではなくて、統計上の大きな数字になっていると理解しているんですか。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 黒田課長。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） データの使い方としては、計画をつくるために統計的にデータを分析しているということでございます。

以上です。

○委員（原田素代君） ありがとうございました。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） たしかこのデータヘルス計画で医療費が削減されるというふうに関心してお聞きしたんですけど、どういうふうに関心されるのですか。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 黒田課長。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 先ほどの鼻岡委員の質問ですが、このデータヘルス計画をつくりまして、この資料の3ページを見ていただきまして、この主な取組予定というところに4つほど上げておりますが、このような予防事業に市が取り組むことによりまして、補助金などが交付されるということで、国民健康保険としての会計として入ってくるお金は、負担金というか、補助金のほうがたくさんもらえる。

○委員長（光成良充君） はい、どうぞ。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） すいません。続けます。

○委員長（光成良充君） はい。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 交付金としては、あと、こちらのこういった事業を推進していくことによって、国民健康保険の被保険者の方の予防事業ということで、医療費も減っていくということにつながっていくための計画でございますので、それで医療費が減るということで御理解いただければと思います。

以上です。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員、よろしいですか。

○委員（鼻岡美保君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 鼻岡委員。

○委員（鼻岡美保君） ということは、糖尿病性腎症が結局は重症化しないような保健指導をするということなんですか、個別にこの人が危ないから指導するとかということではないわけですか。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 黒田課長。

○市民課長兼協働推進課長（黒田未来君） 糖尿病性腎症重症化予防事業というのは、今年度取り組んでいるのですが、被保険者様にこういったことを通知することによって、病気が長引かない、早くに診療いただいて、重症化する前に病気を治していただくことによって医療費を抑えていくということでございます。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

○委員（鼻岡美保君） いいです。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） それでは続きまして、保健福祉部のほうから事業の進捗状況について御説明をお願いいたします。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） それでは、保健福祉部資料の2ページをお願いいたします。

社会福祉課から1件、事業の進捗状況ということで報告いたします。

赤磐市第4期障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の策定についてでございます。

この前段としましては、国のほうで第5次障害者基本計画等を策定しておりまして、各自治体はそれに沿った計画策定を行うというのが基本となっております。

3つの計画のうち1つ目の障害者計画は、6年間の期間の設定となっております、そこに記載のとおりで、基本的な施策に関することをうたうことを目的としております。

（イ）としまして、障害者計画及び障害児福祉計画につきましては、計画期間が3年間になっておりまして、サービス供給量の目標設定をし、その達成を目標とするものとなっております。

（ウ）のほうでは、今回の委託業務の入札結果ということで掲載しております。

公募型プロポーザルということで行いまして、株式会社ぎょうせい中国支社のほうに決定しております。契約額は541万2,000円です。

（エ）今後の予定としましては、策定委員会、もう1回目は既に8月下旬に開催しておりまして、第2回目が11月下旬を想定しております。その中のうち、イのほうで日程等をお載せしておりますが、もう今週あたりになりますけれども、抽出によりまして、市内在住の障害者の方800人に対しましてアンケートを送付し、御回答をしていただくこととしております。その後、アンケートの回収、集計等をしまして、案の策定、パブコメ実施で、今年度中に計画書の完成を目指していきます。

社会福祉課からは以上です。

○健康増進課長（川原達也君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 川原課長。

○健康増進課長（川原達也君） 続きまして、健康増進課のほうからは1点、資料の3ページを御覧ください。

新型コロナワクチン令和5年度秋開始接種につきましてでございます。

この秋開始接種につきましては、前回の委員会では分かっている範囲で御説明をさせていただきました。今回ようやく国、県のほうの方針が決まりましたので、改めて御説明させていただきます。前回委員会での御説明内容と重複する部分もございますが、御了承ください。

まず、（ア）接種の目的につきましては、新型コロナウイルス感染症による重症者を減らすことを目的として、高齢者など重症化リスクが高い者を接種対象とする。さらに、重症化リスクが高くない者であっても、重症者が一定程度生じており、接種機会を確保することが望まし

いことから、追加接種可能な全ての者を対象に接種機会を提供するというところでございます。

続きまして、(イ) 接種対象者につきましては、初回接種を終えた生後6か月以上の追加接種可能な全ての人ということでございます。

次に、(ウ) 接種間隔につきましては、前回接種から3か月以上経過後に1回ということでございます。

続きまして、(エ) 接種期間につきましては、令和5年9月20日、明日から令和6年3月31日でございます。

続きまして、(オ) 予約受付につきましては、令和5年9月20日からインターネット予約及び電話予約を開始いたします。

続きまして、(カ) 使用するワクチンにつきましては、オミクロンXBB. 1. 5対応の1価ワクチンの使用を基本といたします。

続きまして、(キ) 接種費用につきましては、無料でございます。

続きまして、(ク) 接種券発送スケジュールにつきましては、重症化リスクの高い高齢者から9月20日以降に到着するように発送いたします。ただし、間違い接種防止の観点から、市のほうから既に接種券を発送した人で追加接種未接種の人には、未接種の接種券を使用してもらうため、発送はいたしません。

最後に、(ケ) 接種機関等につきましては、赤磐医師会病院、吉井会館、市内医療機関を予定しております。また、全県共同体制によりまして、市外の医療機関でも接種可能となっております。

健康増進課からは以上でございます。

○介護保険課長（和気幸恵君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 和気課長。

○介護保険課長（和気幸恵君） 資料は4ページからになります。

介護保険課のほうからは、赤磐市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に向けた、赤磐市の高齢者保健福祉・在宅介護を考えるためのアンケートの調査結果の概要について御説明をさせていただきます。

このアンケートは、昨年度、介護認定のない高齢者を無作為に抽出し、高齢者保健福祉、介護に関する質問をしたアンケートと、既に在宅サービスを受けている要介護認定者御本人と御家族にアンケートを実施したものです。回収率は68.1%と52.3%となります。

2の調査結果について順に御説明をさせていただきます。

まず、①介護予防・日常生活圏域ニーズ調査についてです。

現在の暮らしの経済的な状況につきましては、前回に比べ、苦しいと感じる人の割合が増えている傾向が見られています。

また、次の現在の健康状態を問う質問では、まあよいと感じる人の割合が少し増えています

が、コロナ禍で外出の機会や人との交流の機会が減少する中であっても、地域包括支援センターの支え合い活動や介護予防の事業展開などにより、高齢者の健康づくりへの意識を維持できたのではないかと分析をしております。

また、厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムによるリスク集計につきましては、5ページのとおりですが、傾向につきましては前回と大きな変化は見られませんでした。認知症、鬱、口腔機能、転倒リスクといったものは高く、介護予防事業につきましては、今後もこれらをしっかり取り入れた事業展開が必要と考えております。

次の6ページに移りますが、こちらは健康づくり、また介護予防について知りたいことについて、棒グラフのとおりで、前回とあまり変化はありませんでしたが、認知症予防についての関心が高いことが分かります。

また次に、介護・介助が必要となった場合、近隣の人や民生委員などに望む支援についての質問では、困り事の相談、家事の援助、外出の介助、災害時の避難といった回答が30%前後となっております。

介護・介助が必要となった場合、在宅生活に必要なサービスにつきましても、資料のとおり、前回の調査とほぼ同じ傾向でした。

介護・介助が必要になった場合にどのように介護を希望するかにつきましては、自宅での介護を希望する方が前回よりも増えており、高いことが分かりました。

全体的には、前回の調査とほぼ同じ傾向ということでした。

8ページの成年後見制度の認識状況につきましては、今回初めての調査項目に上げさせていただいております。よく知らないという人が約6割見られましたので、今後も成年後見制度についての周知を図るため、啓発方法についてしっかり検討していきたいと考えております。

次に、②在宅介護実態調査のほうに移ります。

この調査の目的は、介護離職者をいかに減らすかという目的があり、今後の在宅サービスの在り方を考える調査になります。

主な介護者の方が不安に感じる介護などについては、認知症状への対応が44.1%と最も高く、次いで夜間の排せつ、入浴・洗身となっており、前回調査とほぼ同じ傾向が見られました。

9ページの現時点における施設などへの入所や入居の検討状況につきましては、前回の調査よりも、入所や入居を検討しているは24.9%で、増えている傾向が見られています。

介護を主な理由として過去1年の間に仕事を辞めた家族などはいるかにつきましては、辞めた家族や親族はいないが64.9%と最も高いですが、主な介護者が仕事を辞めたも13.3%あり、前回調査とほぼ同じ傾向が見られました。

10ページのフルタイムやパートタイムで就労している主な介護者が行っている働き方の調整につきましては、38.7%の方が労働時間を調整していると回答がありましたが、時間調整・休

暇取得・在宅勤務以外の調整をしているとの回答が前回よりも増加傾向が見られました。

最後に、主な介護者による意向としては、今後も働きながら介護を続けていけそうかどうかにつきましては、約25%の方が難しいと感じながらも、介護を頑張っていってほしいと分かっていました。

現在、このアンケート結果や実際の関係者の事業状況また給付実績といったものをトータル的に分析し、この10月に開催予定の赤磐市介護保険事業計画策定委員会で検討する予定になっております。

また、今回のアンケート結果から見えてきました健康リスクを減らすため、今後の計画では、介護予防、認知症予防また地域の支え合い活動支援といった地域支援事業などの活性化をより一層図っていきたいと考えております。

今後、策定委員会の皆様にも協議をしていただきますが、12月までには計画書の素案を作成し、その後パブリックコメントを予定しているところでございますので、よろしく願いいたします。

アンケートの結果の概要についての御説明を終わります。

続きまして、②の第6回赤磐市在宅医療・介護推進フェアの開催についてお知らせをさせていただきます。

今年度は、11月26日日曜日午後1時半からですが、赤磐市立中央公民館を会場に、アドバンス・ケア・プランニング、人生会議をテーマとした講演会を開催予定としております。市民の皆様には、広報あかいわ10月号に記事を掲載し、お知らせをしますとともに、市内の医療機関また介護事業所などにもこちらのチラシを置かせていただく予定としております。申込みが10月2日からとなっております。ぜひ議員の皆様もお時間よろしければお越しいただきますよう御案内をさせていただきます。

私のほうからの説明は以上になります。

○委員長（光成良充君） 保健福祉部関連の事業の進捗状況について説明がございました。

委員の皆さんから質疑ございますか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 最初の2ページのところになるんですが、障害者計画、これは精神障害者は別なんですか、精神障害者込みの障害者計画ですか、確認を。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 精神障害者のほうも含まれております。

以上です。

○委員（原田素代君） 分かりました。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 2ページの（ウ）の計画策定支援委託業務の入札結果なんですが、1者ですよ。この1者っていうのが、なぜ1者なのか。入札でも何でもなくて、1者選ばざるを得ないんですけれども、これは1者の場合はそのまま採用しちゃうのか、それともその審査結果の何点以上という何か決まりがあるのか、その辺を御説明ください。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 審査がございまして、その審査結果の6割以上の得点を得た者がその契約の候補者として上がってきますので、全く無条件ということではございません。

以上です。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） これは、例えば1者来たときは6割あったら採用するということで、この1者を2者とか3者にする努力と言っていいんでしょうか、そういうことはされてないんですか。例えば、恐らくこれはぎょうせいの競合会社ということだったら第一法規とかあると思うんですけど、その辺どうなんですか。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 公募しておりますので、そこに応募いただきたいのはこちらとしても考えておるんですけども、この計画の策定の周期というものが、全国の自治体で一斉にということもございまして、なかなか手を挙げていただける業者の方、増えにくい状況もあるのかなと考えております。

以上です。

○副委員長（永徳省二君） ありがとうございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 精神障害者の方に戻るんですけども、以前に議会のほうにも署名の御協力をこの団体のほうからもいただいて、皆さんが全部協力をいただいたという経緯がありますが、改めて確認なんですけれども、重度の身体、知的障害者には医療費の助成制度がありますが、しかし、精神障害者は制度の対象外になっている。ところが、最近、新見市議会で、

精神障害者を障害者医療支援制度に加えることになったというふうに出ているんです。赤磐市は、今回この改正に当たって、精神障害者の医療費助成について、この新見市のように障害者医療支援制度に加えられるような方向にならないのでしょうかということをお尋ねしたいんですが。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 精神障害者保健福祉手帳1級所持者の方につきましては、赤磐市のほうでも、この7月からになりますけども、医療費の助成対象に加えております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） もう一回教えてください。

精神障害者の方の通院、入院は、現在は岡山県としてはないんです。赤磐市は、1級、2級の方はあるんですね。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 精神障害者保健福祉手帳を持っている方の1級の方のみですけれども、この7月から実施しております。

○委員（原田素代君） 通院、入院両方か。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 通院、入院以外のいわゆる一般受診のほうを対象とさせていただいております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 要するに、限定的な、この場合だけっていう医療制度の支援なわけですね。要するに、通院や入院は対象外だということですね。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田参与。

○保健福祉部参与兼社会福祉課長（原田光治君） 通院、入院を含めまして、いわゆる精神通院は精神だけの限定ですけども、それ以外の一般的な限定せずに受診した医療費の助成をしております。

○委員（原田素代君） 分かりました。ありがとうございました。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 3ページのほうのコロナワクチンなんですけど、費用は無料なんですけど、国から出てくる、ただ接種する側の医療従事者に対する支援金も全部国からのお金だと理解していいんですか、市からの費用は1円も出ないというふうに理解していいんですか。

○健康増進課参事兼佐伯北診療所参事（藤井和彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 藤井参事。

○健康増進課参事兼佐伯北診療所参事（藤井和彦君） 新型コロナワクチン接種に関わる医療従事者等の費用につきましても、国からの全額負担でございます。

以上です。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） では、ないようですので、続きまして教育委員会のほうから事業の進捗状況について御説明をお願いいたします。

○教育総務課長（西崎雅彦君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 西崎課長。

○教育総務課長（西崎雅彦君） それでは、教育委員会、その他、事業の進捗状況について各所属より報告をさせていただきます。

教育総務課からは、①としまして、赤磐市教育委員会事務点検評価書についてでございます。

本日は、別冊で、赤磐市教育委員会事務点検評価書並びに令和3年度実施事業に対する学識経験者からの意見に対する対応状況ということで2冊のデータを配付させていただいております。この教育委員会事務点検評価書につきましては、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、毎年、点検、評価を行い、評価書を作成しているものでございます。今回、令和4年度事業について、自己評価並びに外部の評価委員からいただきました意見と併せて評価書としてまとめているものでございます。委員の皆様にも、後ほどお目通しをいただければと思います。また、今後、ホームページにより市民の皆様にも周知をしていく予定でございます。

教育総務課からは以上でございます。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） それでは、学校教育課から2件御報告させていただきます。

まず、全国学力・学習状況調査結果について、資料2ページをお開きください。

4月18日に実施いたしました全国学力・学習状況調査結果について御報告いたします。

それでは、3ページを御覧ください。

上段の赤磐市教育振興基本計画と目標値との比較でございます。

授業の内容がよく分かるについてでございますが、目標値、肯定的回答が80%でございますが、それに対して小学校は85%、中学校が75.7%ございました。

続いて、各教科の結果についてでございますけども、全国平均正答率のプラス1ポイントが目標でございましたが、小学校の国語でマイナス0.2ポイント、それから小学校の算数でマイナス3.5ポイント、中学校の国語でマイナス1.8ポイント、中学校の数学につきましてはマイナス1.0ポイントということで、全国平均を下回ったというふうな状況でございます。

これに関連して、資料の4ページからを御覧いただけたらと思います。

全国平均正答率よりもマイナスのポイントでございましたけども、資料の4ページにありますとおり、小学校につきましては、小学校4年次では、県との差でございますけども、あったものが、年度を追うごとに県の平均正答率に近づいてきているというところがございますので、引き続きこの結果を分析し、課題をしっかりと明確化し、焦点化した取組、それからあとは事業改善を継続して進めてまいります。

また、3ページにお戻りいただけたらと思います。

下段のほうになりますけども、児童生徒質問紙調査におきまして、非認知能力に関する質問項目の結果でございます。

市教委としましては、この非認知能力の中で、自分を高める力、自分を見詰める力、他者とながら合う力を重視しております。項目のほうがたくさんありますので、またお目通しただけたらと思っておりますが、特徴的なところで申しますと、他者とながら合う力のところの今住んでいる地域の行事に参加しているという項目については、小学校で12.8ポイントプラス、それから中学校につきましてはプラス15.5ポイントということで、とても高い数値となっております。多くの子供たちが地域の行事に参加し、地域との関係が深く、地域に対する愛着を持っているということがお分かりになるのかなと思っております。ここに示した力も、学力を支える大切な力として意識して育てていく必要があるというふうに考えております。

続きまして、②通級指導教室について御説明させていただきます。

6ページをお開きいただけたらと思います。

赤磐市の通級指導教室につきまして、平成19年度から言語障害の児童を対象とした通級指導教室を山陽北小学校、それから今年の4月から山陽西小学校に自閉症の通級指導教室を新たに開設し、通級指導教室の充実を図っているところでございます。

市教委としましても、この通級指導教室の指導により、障害による困難さを持ちながらも通常学級で過ごしている子供たちの生活や学びを支えて、自立と社会参加に向かう力を育むためにも、さらなる充実を図りたいと考えているところでございます。

そこで、今回、具体的な方策としまして、山陽北小学校と、その隣接する旧桜が丘給食セン

ター跡地に赤磐市通級指導教室、仮称でございますけども、インクルーシブ教育支援センターを新たに建設し、令和8年度4月の運用開始に向けて検討を進めているというところでございます。

その具体的な方策としまして、3点あります。

1点目が、多様な障害種への対応でございます。

先ほども御説明させていただきました言語障害と自閉症に加えて、情緒障害でありますとか学習障害、注意欠陥多動性障害を指導対象として、通常の学級での学びに困難さを感じている児童に対し支援ができるのではないかというふうに考えております。

2点目が、巡回による指導でございます。

通級指導担当者がこのセンターを拠点に学校へ巡回することにより、より指導を受けやすい環境を整備したいというふうに考えております。

3点目でございますが、研修会や交流会の開催でございます。

通級指導を受ける児童の保護者の学習会や保護者同士や子供たちが交流する場を整備していきたいと考えております。

この新たな施設を活用しまして、以上3点のことを進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○社会教育課長兼中央公民館長（大月美佳君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 大月課長。

○社会教育課長兼中央公民館長（大月美佳君） それでは、社会教育課から事業の進捗状況について3点御報告をいたします。

教育委員会資料8ページを御覧ください。

①2023スポレクフェステ赤磐の開催についてでございます。

令和5年10月9日月曜日祝日、スポーツの日になりますが、9時から12時まで、山陽ふれあい公園で開催予定としております。昨年度同様、規模を縮小いたしまして、午前中のみで開催予定としておりますけれども、今年度は議員の皆様を来賓として招待させていただきますので、ぜひ御出席をください。

続いて、②スポーツ交流事業についてでございます。

資料につきましては、9ページ、10ページを御覧ください。

9月4日月曜日から7日木曜日までの4日間、カナダ代表と日本代表の男子ホッケーチームを赤磐市にお招きいたしまして、国際親善試合とスポーツ交流、学校訪問による交流を実施いたしました。9月5日、6日は、熊山運動公園で国際親善試合、ホッケー教室などを実施いたしまして、4日から7日にかけては、幼稚園、小学校、中学校での給食交流やホッケー体験などを実施いたしました。新聞やニュースなどでも紹介していただきましたけれども、広報

あかいわ10月号やホームページでも交流の様子を報告させていただきます。交流事業につきましては、平日の夕方の開催にもかかわらず、両日ともに約250名の観客に御来場いただき、トップアスリートの迫力あるプレーを間近で見させていただくことができました。

また、11ページにつきましては、岡山シーガルズ協力連携事業の一つといたしまして、岡山シーガルズの選手が高陽中学校と桜が丘中学校のバレー部で直接生徒に競技指導いたしまして、交流をした様子になります。

続いて、③社会体育施設の指定管理者の公募についてでございます。

資料につきましては、12ページを御覧ください。

現在指定管理している社会体育施設である山陽ふれあい公園、吉井B&G海洋センターの指定管理期間が令和5年度までとなっており、利用者のニーズに効果的、効率的に対応するため、民間の能力を活用できる指定管理を継続するという事で、指定管理者の公募を行います。

グラウンド・ゴルフ場につきましても、同様に指定管理期間が令和5年度となっておりますが、平成19年の開場当初から委託管理を請け負っておりまして、平成25年度から指定管理者として運営を行っております。場内の管理面におきましては、利用者からの評価も高く、今後も長年の経験からより効果的な運営が行えるものと思われ、高齢者等の雇用の安定等に関する法律による観点からも、現在の指定管理者である公益社団法人シルバー人材センターを非公募により指定管理者の候補として選定いたします。

各施設の指定管理料の上限額につきましては、過去の利用実績や利用料金収入を考慮いたしまして、今後の業務改善、創意工夫を必須とした上で、光熱水費や人件費の高騰などにより、増額の設定としております。

公募は既に開始しておりまして、9月25日に公募説明会と施設見学を実施いたしまして、10月開催の指定管理者の検討委員会に向け、業務を進めているところでございます。

続きまして、公民館の進捗状況について1点御報告をいたします。

資料につきましては、8ページにお戻りください。

①公民館まつりについてでございます。

中央公民館、基幹公民館、地区館におきまして、それぞれ公民館まつりを開催いたします。日程につきましては、表のとおりでございます。御来場いただきまして、グループ活動している皆さんの作品展示や舞台発表をぜひ御覧ください。

以上でございます。

○委員長（光成良充君） 以上ですね。

教育委員会所管部分の事業の進捗状況について説明がございました。

委員の皆さんから質疑ございますか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 3ページの上段に赤磐市教育振興基本計画との比較ということで、このとおりなのでしょうけれども、今回のテストで一番差が大きかったのは中学の英語やと思うんですけど、5点差だったと私は記憶しているんですが、なぜこういうところにこれが出てこないのでしょうか。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） 英語につきましては、これは毎年ではございません。3年ないしは4年に1度というふうなことでございますので、ここでの計上はさせていただいてないというところでございます。

○委員長（光成良充君） よろしいか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） こういうところで悪さ加減をいかにきちっと評価するかによって次の手が打てるんで、こういうとこできちっとやっていくべきだと私は思いますけど、いかがでしょうか。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） 確かに、今回の全国平均正答率の差が一番大きな教科は、英語でございました。当然、こちらのほうも、それを十分把握しておるところでございます。英語の学力向上につきましても、引き続きしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○副委員長（永徳省二君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 6ページの通級指導教室の件でございます。

大変いい取組をさせていただいて、感謝をしています。新たな施設を造って、サテライト方式で市内の学校に専門の方が出向くというのはいいことだと思うんですけど、ただ分かんないのが、何で設定が山陽北小学校と山陽西小学校なのかなと、一番多かったっていうこと、利用者が多いという事情でこの2つになったのかなあ、その事情が分からない。例えば、熊山も吉井も赤坂もそれぞれいらっしゃると思うんですけど、ここの2校について設置した理由をまず教えてください。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） なぜ今この2校にというところがございますけども、先ほども申しましたとおり、山陽北小学校、山陽西小学校に今現在、通級指導教室のほうを設置されております。

山陽北小学校は、特に言葉ということで長い期間、設置校としてやっているのですが、当然、設置校ですので、通いやすさもあって、今現在も山陽北小学校のことばの教室に通っているお子さんが非常に多い状況もあります。今回建設予定の場所も、山陽北小学校に隣接した場所ということでございますので、今ある山陽北小学校の中で指導しているのですが、その機能もこちらへ持ってくるということですので、そういう意味でも山陽北小学校ということに今なっております。

それから、山陽西小学校のほうも、これはこの令和5年度からスタートした自閉症の通級指導教室以前のことばの教室でも、サテライトということで毎週1回という活動をしておりましたので、そこは引き続き続けていきたいと。

それから、それ以外の学校につきまして、まだ今後、人の配置でありますとか指導者の数等もございますので、これはしっかり県のほうとも調整してまいろうと思っておりますけども、そういうふうな状況で、どこの学校にであるとか、あと何校というあたりは、まだ現在ところそこは具体化できてないというところがございます。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ありがとうございます。

悩ましいことだと思うんですけど、ただ建物として考えるのであれば、例えば赤坂なんか2つの学校が空いちやいますし、何かもうちょっとサテライトにするためのセンター的なものをどこかに置いとけば、例えば保護者の方が送迎されて通えるとか、そういうことも検討の余地はあると思うんです。何か、すいません、つい、よそ者ですから、山陽ばかりに行くなあっていう羨ましが、妬ましが起こります。もうちょっと、市内の子供たちですから、何か山陽だけに集中しているんじゃないかと、熊山も吉井も赤坂もそういう手当てが受けられるような考え方で事業を進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがですか。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） 委員おっしゃられたとおり、そこは全市的にといいますか、取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、今も他校通級といいまして、例えば山陽西小学校じゃないお子さんが通うということになると、そこへ通う物理的な時間の制約でありますとか、そういうふうなことで通いづらかったり、通いたいと思っても通えないという状況もあるというふうに聞いておりますので、どこまでできるか分かりませんが、できる限り広げていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） ありがとうございました。

最後に、ここでは障害の種類が言語障害と自閉症しかないんですが、もうちょっと広く特性のことについて対応するというのも可能なんではないでしょうか、それともこれに絞ってらっしゃるんでしょうか。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） 現在2つの障害種ということでございますが、今後は、このセンターをもし立ち上げた際には、情緒障害でありますとか学習障害、注意欠陥多動性障害、こういうふうなお子さんも支援対象としていきたいというふうに考えております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） 言語障害っていう障害がよく分からないんですが、その人数が大変多いので、これは山陽北小学校の子供たちだけですよね、42人で、よそから通っている数かどうか、どういう症状なんですか。

○学校教育課長（森本 治君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 森本課長。

○学校教育課長（森本 治君） 今現在、今年度のことばの教室に通っているおさんは、山陽北小学校以外の方もいらっしゃいます。

○委員（原田素代君） 42人の中に。

○学校教育課長（森本 治君） はい。

それで、言葉が出にくいでありますとか、どもりでありますとか、吃音でありますとか、そういうお子さんが対象ということでございます。

○委員（原田素代君） 分かりました。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 令和4年度実施事業赤磐市教育委員会事務点検・評価書というのが別冊であって、その中の8ページの下段に学力向上推進事業というのがあります。全国学力・学習状況調査の結果を全国平均レベルとするというふうに明記されていて、9ページの上段、達成度がBになっているんです。Bっていうのは、やや高いという評価です。先ほども回答があったように、全教科、小中とも全滅、本来ここで目標はたしか全国平均のプラス0.5や

ったはずと思うんですが、全滅ですよ、全てマイナス。ここで、なぜこんなBっていうやや高い評価がつくのか、こんなことをしているから恐らく来年もプラス1ポイントにならないと僕は思うんですが、教育長としてこれはどう思いますか、これは。B評価、やや高い、高いじゃないでしょ、これはD評価でしょ。とつても駄目ですよという評価でしょ。なぜこんなB評価がつくんですか。

○教育長（坪井秀樹君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 坪井教育長。

○教育長（坪井秀樹君） B評価につきましては、確かに永徳副委員長御指摘のとおり、数値的には非常に厳しい状況ではございますけれども、それぞれ各学校において学力向上の取組を進めております。特色のある取組、ICT機器を使った取組もしておりますけれども、まだまだ御指摘の差はあると思います。明日以降、ちょうど小学校、中学校の校長との中間面談を迎えますので、一つ一つの学校の校長と会う機会がございます。学校の課題等があると思いますので、その課題を共有し、今後どのようにしていくことによって学力向上を図ることができるかは、頑張りたいと思っております。各校、一生懸命取組はしておるということでございます。

以上でございます。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） この結果が坪井教育長のせいやとは僕は言っているわけじゃないんですが、質問をもう一回聞いてください。

こういう状況で、なぜB、やや高いという評価がつくのですかと、普通はDでしょということなんですが、それについて御説明ください。

○教育長（坪井秀樹君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 坪井教育長。

○教育長（坪井秀樹君） なかなかしんどい状況ではあるという状況ではございますけれども、各学校において学力向上の特色ある取組等は実施しております。結果として、非常に厳しい状況ですけれども、各校の取組状況、子供たちの頑張り等を鑑みて、Bというふうにつけております。委員の御心配、御指摘はよく分かりますけれども、各校の取組のほうも御理解いただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○副委員長（永徳省二君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） なければ、これで質疑を終了したいと思います。

その他に入らせていただきます。

その他で何かございますか。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） お尋ねなんですけど、私の周りから何人か、複数の人から言われたので、気になっております。

タクシー券を今回、大幅に皆さんに利用していただくようにしてらっしゃるんですが、どうも評判が悪いんです。

○委員長（光成良充君） それはうちじゃないよ。

○委員（原田素代君） ごめんなさい。何か使い勝手が悪いっていう、評判がよくないので、気になっております。

以上です。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

○副委員長（永徳省二君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 永徳副委員長。

○副委員長（永徳省二君） 学校給食の委託関係のホーユーっていう会社が、広島、事業が行きづらくなって、岡山県内でも津山高校とか岡山操山中学校・高校とか、かなり困っておられるという話を聞いております。赤磐市の話なんですけど、たしか私の記憶では、G F Cだったと思います、間違っていたら言ってください、G F Cという会社に委託をかけていると思うんですが、これは東証のスタンダード上場できちとした会社なので、ガバナンスもきちっとされていると思うんですが、一応市からG F Cに対して大丈夫かみたいな問合せをしているのかどうか1点。

もう一点は、先方から逆に値上げ交渉みたいな、そういう何か連絡が来ているのかどうか教えてください。

○委員長（光成良充君） どなたか。

○教育次長（入矢五和夫君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 入矢次長。

○教育次長（入矢五和夫君） 御心配いただいております。

こちらの会社とは、毎月お話をさせていただいております。その中では、大丈夫かというような直接的なお話はしてないんですけれども、しっかりやっていただけたらというふうに思っております。また、値上げの交渉等のお話は、私のほうはまだ聞いておりません。

それと、この業者とですけれども、当然、何かあったときの履行保証というか、そちらのお話はきちっとさせていただいております。もし何かありましたら、別の会社のほうが補償するという保証書もいただいておりますので、今のところ御心配はいただかなくていいのかなというふうに思っております。

○副委員長（永徳省二君） ありがとうございます。

○委員長（光成良充君） 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） ないようですので、私のほうから1つお話をさせていただきます。

ここの委員会で、6月に社会福祉協議会の件で原田委員のほうから質問状なりをいただいております。そのとき私が話をさせていただいたのが、そのときいただいてすぐ執行部のほうからお言葉をいただくっていうのは無理だというふうに話をさせていただいて、原田委員にはこれについてはどういう質問ですかっていうのを書類でいただきまして、その質問を持って私のほうから担当部長なり市長なりにお話をさせていただければというふうにお話をさせていただきました。

そのときに、私の言葉足らずというか、皆さんにお諮りしてからすればよかったですけれども、その質問状を委員会として出そうとしたんですけれども、厚生文教常任委員会としての言質というか、多数決を取ればいいのか、分かんないんで、総意で話をしておりませんでしたので、議長とお話しさせていただいて、総意でないものを私、委員長の名前で出すというのも何かなと思いましたので、その部分は取下げをさせていただいて、個別に市長から遠藤保健福祉部長とお話をさせていただいて、その部分についてお話ができるでしょうかっていうお話をさせていただきました。

そこで、はっきりとしたこの内容、質問状についての言葉ではなく、この質問の中にありますことと、第三者委員会のほうで出されているもの、市長、遠藤保健福祉部長が見られたことで見解をいただければと思っておりますので、申し訳ございませんが、市長、そのことについてお話ができればしていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

○委員（原田素代君） ちょっと待ってください。

○委員長（光成良充君） はい。

○委員（原田素代君） 今の委員長の御報告は、そういうふうに聞いていなかったものですかから、書面で返ってくると、この委員会に、投げかけて、と思っているんですが、要するに書面では返ってこないということですか。

○委員長（光成良充君） 私の手続の不足でそういうことになってしまって、申し訳ないんですけれども、その後調整をさせていただいて、市長と保健福祉部長の遠藤部長と一緒にお話をさせていただいて、言葉でいただければということでお話をさせていただいておりますので、申し訳ございませんが、お言葉でいただこうと思います。

すいません、市長、よろしくお願ひします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 今、第三者委員会の報告が出ておりまして、この内容について、特に

市としても重く受け止めている部分も多々あります。業務上、不適切というふうに委員会の報告があった部分について、特にこれが違法性があるという結論には至っていないんですけども、事務処理に対して厳重に注意をし、社会福祉協議会の事務が適正に行われるよう申入れをさせていただいております。そういったところによろしいでしょうか。

○委員長（光成良充君） はい。

というお話で、この内容につきましても、議会の一般質問でもいろいろお話が出て、市長のほうからもお話しいただいて、そのときの答弁の中に、市長はこれ以上話すような内容のものがないと言われている中で、ここでそれ以上掘り下げてお話ができるのかなあと。

○委員（原田素代君） そうだと思います。

○委員長（光成良充君） ただ、社会福祉協議会の問題でもございますので、社会福祉協議会の私理事でもございますから、その中でどのような状況であったのか、それで今もう第三者委員会から回答が返ってきておりますので、それで今後どのように社会福祉協議会として進めていかれるのか、市からも事務手続について適正ではないような部分もあるのではないですかという話をされておりますので、その部分について、今後、私は理事である、福木議員が評議員でいらっしゃいますので、その辺連携してでも社会福祉協議会の事務手続について見ていきたいと思っておりますので、また今後こういうことの話ができるようになれば、引き続き話をさせていただこうと思っております。

○委員（原田素代君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 原田委員。

○委員（原田素代君） できるようになればというのはどういうことですか。

○委員長（光成良充君） 今、こういうような手続がよろしくなかったですよってというような話が出ておりますから、この後、社会福祉協議会がどのような形で是正をされていくのか、そういうのが見えてくれば、私理事として見えますので、答えが返せるのかなと思っております。

○委員（原田素代君） いや、市長がここでお答えになるってこと自身がイレギュラーであって、社協に質問しているわけですから、社協が説明しないと意味がなくて、市長がそれを代わって答弁することにはならないと思っているんです。

ただ、聞いたら、市長も部長も幾つかの点について疑念を感じて、どうなるんだっていうやり取りをしているっていうのは聞いていたので、私もそういうことを質問書の中に入れていきますから、その辺の回答が、もっと言えば、あれだけの問題を起こしといて誰一人責任を取らないわけで、それはおかしいと思うし、それを市長が言える立場じゃないのは重々分かっていますから、理事である部長と委員長のほうで理事会の中で筋を通して話をさせていただくのが一番いいんだろうけれど、本来は社協がきちんと回答をよこすっていう筋を改めて求めたいなと思いますけど。

○委員長（光成良充君） その辺は、私は理事でいますので、こういう話が議会の中の議員からも出ておりますので、回答が出せるのは出してくださいという話はさせていただきます、私のほうから。

○委員（原田素代君） それじゃあ、よろしく。

○委員長（光成良充君） よろしいですか。

他に皆さんのほうからございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（光成良充君） ないようですので、以上をもちまして厚生文教常任委員会を閉会させていただきますと思います。

長時間にわたり申し訳ございません。時間が大分過ぎておるんですけども、閉会に当たりまして、坪井教育長のほうから御挨拶をいただきたいと思います。

○教育長（坪井秀樹君） 委員長。

○委員長（光成良充君） 坪井教育長。

○教育長（坪井秀樹君） 本日の厚生文教常任委員会では、大変熱心に御審査をいただきまして、ありがとうございました。御指摘いただいた内容、御提言等につきましては、真摯に受け止めて、今後の予算執行並びに市政運営に努めてまいります。今日はどうもありがとうございました。

○委員長（光成良充君） ありがとうございました。

午後0時21分 閉会